

令和2年4月10日

会員の皆様へ

公益社団法人川越市シルバー人材センター

理事長 千代田 隆雄

世界全域において新型コロナウイルスの感染が拡大しており、日本国内においては緊急事態宣言が発令され、対象地域とされた7都府県の中に埼玉県も指定されました。

すでに市内公共施設や商業施設等の休館が実施され営業自粛などが行われている中、今後の対応について下記のとおりご理解とご協力を賜りたく何卒宜しくお願い申し上げます。

会員の皆様におかれましては、引き続き不要不急の外出は自粛していただき感染予防にご留意くださいますようお願い申し上げます。

記

◎緊急事態宣言期間【4月7日（火）～5月6日（水）】

【会員】

- ・不要不急の外出を避けるとともに、マスク着用、手洗い、うがいを励行してください。
- ・風邪の症状や37.5度以上の発熱、咳が止まらない、味覚や嗅覚を感じない等の症状がある時は外出しないでください。
- ・強いだるさや息苦しさなどの症状が数日続くようでしたら「川越市帰国者・接触者相談センター」へ相談してください。

【就業会員】

- ・就業当日は、検温や体調（咳、喉の痛みや倦怠感）チェックを各自実施してください。
- ・換気が良くない室内での就業、大人数による狭い空間での就業、又は、人と人との接触が避けられない環境での就業に伴う問題点等があればセンターへ相談してください。
- ・上記【会員】のところで示した内容を励行してください。もし、体に異常を感じたら仕事は止めて、センターへ連絡のうえ「川越市帰国者・接触者相談センター」に相談してください。

(※裏面へ続く)

- ・新型コロナウイルス感染の恐れを心配し、仕事を休みたい場合は、必ず、センターへ連絡してください。
- ・緊急事態宣言期間中の履行確認書は、極力郵送又はFAX（049-222-8973）での提出をお願いします。
- ・同期間中の事務所での会議は、極力ご遠慮ください。
- ・センターへの来所の際は、マスクの着用をお願いします。

※相談窓口のご案内

①川越市帰国者・接触者相談センター（川越市保健所 保健予防課内）

連絡先：049-227-5107 ※月～金曜日（祝日・休日を除く）（受付8:30から17:15）

※受付時間外は下記の「埼玉県新型コロナウイルス感染症 県民サポートセンター」にご相談ください。

②埼玉県新型コロナウイルス感染症 県民サポートセンター

連絡先：0570-783-770 ※24時間（土曜日、日曜日、祝日・休日可）